

指定管理者の実施事業について

○指定管理者は、施設の維持管理等に関する「指定管理業務」の他に、公園利用者の利便性の向上等を目的とした「自主事業」を実施することができる。

○自主事業は指定管理者の自己資金により実施するものであるため、指定管理者は売店等の収益事業により得られた収入を活用するなどして、公園の利用促進を図るための様々な事業を行っている。

《指定管理者が実施する事業の例》

[自主事業]

●売店の設置

〈常設売店〉

- ・カムイの杜公園，旭山公園，北彩都ガーデンなど



〈臨時売店〉

- ・花咲スポーツ公園，常磐公園など

[利用促進事業]

●イベントの開催

- ・神楽岡公園 ～ 緑のセンターまつり
- ・北彩都ガーデン ～ ガーデンフェスタ
- ・忠和公園 ～ スポーツチャレンジ
- ・嵐山公園 ～ 北邦野草園オープンセレモニー
- ・西神楽公園 ～ ホタル祭り in 西神楽
- ・春光台公園 ～ 春光台公園を楽しもう など



●その他

- ・自然観察会，体験学習教室，健康運動教室，冬期利用促進など

